破産手続終結

平成１８年（フ）第１７９号
石川県加賀市小塩町コ105番地
破産者　開進漁業有限会社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
金沢地方裁判所小松支部

破産債権の届出期間及び一般調査期日

平成２１年（フ）第３６６９号
大阪府茨木市庄２丁目25番５―808号
破産者　西原　秀彦
1　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
2　一般調査期日　平成22年２月18日午後３時30分
平成21年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４１２９号
大阪市西区北堀江４丁目14番６―712号、事業所所在地大阪市西区新町４丁目11番
破産者　岡田商店こと　岡田　重長
1　破産債権の届出期間　平成22年１月12日まで
2　一般調査期日　平成22年２月18日午後３時30分
平成21年12月７日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第７９４号
さいたま市南区根岸１丁目２番１―508号
破産者　藪岡　明人
1　破産債権の届出期間　平成22年１月14日まで
2　一般調査期日　平成22年２月22日午後３時
平成21年12月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２１年（フ）第９３９号
埼玉県戸田市中町１丁目17番地の７　リベラル２―301号室
破産者　西原　宗八
1　破産債権の届出期間　平成22年１月15日まで
2　一般調査期日　平成22年２月22日午後２時30分
平成21年12月７日
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

債権者集会招集

平成２０年（フ）第７５９号
宮崎市大坪東２丁目12番11号
破産者　有限会社現代建設
1　期日　平成22年２月５日午前10時40分
2　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成21年12月８日　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、以下の期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２１年（フ）第５８号
北海道虻田郡洞爺湖町栄町86番地
破産者　今　　正己
異議申述期間　平成22年１月８日まで
平成21年12月８日
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

平成１８年（フ）第１８０号
石川県加賀市小塩町コ105番地
破産者　橋本　雅盛
異議申述期間　平成22年１月28日まで
平成21年12月８日　金沢地方裁判所小松支部

平成２０年（フ）第６６９号
宮崎市青島５丁目７番21号
破産者　株式会社時盛工業
異議申述期間　平成22年２月８日まで
平成21年12月７日　宮崎地方裁判所破産係

書面による計算報告及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、破産管財人から任務終了による計算の報告書の提出があった。破産法89条３項に規定する者は、計算に異議があれば、１の異議申述期間内に裁判所に異議を述べなければならない。

平成２０年（フ）第１９６号
山口県山陽小野田市大休団地15番６号
破産者　瀧口　正喜
1　異議申述期間　平成22年２月８日まで
2　免責意見申述期間　平成22年２月８日まで
平成21年12月７日　山口地方裁判所宇部支部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１４４８４号
東京都台東区松が谷１丁目５―11―801
破産者　松尾　良治
免責意見申述期間　平成22年２月10日まで
平成21年12月７日
東京地方裁判所民事第20部

免責審尋期日

平成２１年（フ）第１４４８４号
東京都台東区松が谷１丁目５―11―801
破産者　松尾　良治
審尋期日　平成22年２月10日午前10時
平成21年12月７日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１７２３６号
東京都港区麻布十番３丁目９―２
破産者　柴田　昌治
審尋期日　平成22年３月23日午前10時
平成21年12月３日
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１８１５４号
東京都世田谷区粕谷３丁目16―１
破産者　大場　敏正
審尋期日　平成22年３月15日午後２時
平成21年12月４日
東京地方裁判所民事第20部

特別清算終結

平成１９年（ヒ）第２１１０号
東京都板橋区宮本町30番１号
清算株式会社　株式会社チクマ秀版社
1　決定年月日　平成21年12月７日
2　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

更生計画案提出期間の伸長

平成２０年（ミ）第２４号
東京都千代田区有楽町２丁目３番６号マスヤビルディング
更生会社　株式会社東千葉カントリー倶楽部
主文　管財人が更生計画案を提出すべき期間の終期を平成22年２月26日と、更生会社並びに届出をした更生債権者等及び株主が更生計画案を提出することができる期間の終期を平成22年２月12日と、それぞれ変更する。
平成21年12月４日
東京地方裁判所民事第８部

監 督 命 令

平成２１年（再）第２７９号
岐阜県羽島市竹鼻町狐穴3040番地
再生債務者　いわなか株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　東京都港区虎ノ門４―３―13神谷町セントラルプレイス４階　坂井・三村・相澤法律事務所　弁護士　桑島　英美
平成21年11月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２１年（再）第２７６号
神奈川県横浜市青葉区荏子田２丁目17番地14
再生債務者　山口　博史
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後３時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成21年12月21日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年１月13日から平成22年１月20日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（再）第２７７号
新潟県新潟市北区白勢町１番地10
再生債務者　株式会社アライブ
1　決定年月日時　平成21年12月７日午前９時30分
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成22年１月５日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成22年２月９日から平成22年２月16日まで
東京地方裁判所民事第20部